

## 経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

## 今回のテーマ： 2017年度税制改正大綱

2017年度税制改正大綱が閣議決定されました。法人税に関する主な改正内容はつぎのとおりです。

制度	改正内容		
	中小企業者等について前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える場合、以下の租税特別措置の適用を停止 ※2019年4月1日以後より開始する事業年度から適用する。		
大企業並み中小企業の特例適用制限	〈適用除外となる中小企業特例〉 • 研究開発税制：総額型の税額控除率 • 所得拡大促進税制：税額控除の上限 • 交際費等の損金不算入制度の特例 • 軽減税率：所得800万円以下の部分 • 中小企業投資促進税制 • 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例など		
中小企業経営強化税制（創設）	生産性向上設備等の即時償却を実質延長し、対象外であった器具備品・建物付属設備を対象資産へ追加 対象事業 製造業、建設業、卸売業、小売業、不動産業など 適用条件 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 旧モデルと比較し生産効率等が年平均1%以上向上すること or</li> <li>• 年平均の投資利益率5%以上であることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載があるもの</li> </ul>		
研究開発税制	現行	改正後	
【総額型】			
税額控除率	8~10%（中小企業者等12%）	6~14%（中小企業者等12~17%）	
控除限度額	法人税額の25%	法人税額の25~35%	
対象となる試験研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製品の製造</li> <li>• 技術の改良、考案又は発明</li> </ul>	ビックデータ等を活用した「第4次産業革命型」の「サービス開発」を追加	
【高水準型】			
税額控除率	(試験研究費割合-10%) × 20%	適用期限を2年延長	
控除限度額	法人税額の10%		
所得拡大促進税制	税額控除額：現行10%→12%（中小企業者等：現行10%→22%）		
外国子会社合算税制	合算課税方式に変更があり、以下の3つの区分に改められました。 • 会社単位の合算課税 • 一定所得の部分合算課税 • 特定の外国関係会社に係る会社単位の合算課税		

お見逃しなく！

組織再編税制では、特定事業を切り離して独立会社とするスピンオフ等について、再編を円滑にするための見直しがあります。